

MBP JAPAN ラジコンクラブ（通称名：大里ラジコンクラブ）会則

令和7年 7月 7日

第1 名 称

本会は、MBP JAPAN ラジコンクラブ（大里 RC）と称する。

第2 目 的

本会は、ラジコン愛好者をもって構成し、ラジコン技術の向上に努めるとともに、親睦を図ることを目的とする。

第3 役 員

役員については、クラブ会員の中から会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、会計監査 1 名 を選出し、毎年 1 月の総会にて承認されるものとする。

- ・ 会長は、クラブの代表として会務を総括する。
- ・ 副会長は、会長を補佐しクラブの円滑な運営に努める。
- ・ 会計は、クラブの年会費や支出等について、帳簿に記載して管理するとともに、収支決算を報告する。
- ・ 会計監査は、会計業務の監査をする。

第4 役員任期

役員任期は 1 年とし、留任はこれを妨げない。

第5 会計報告

1 月から 12 月までの会計業務について、会計監査が収支決算内容を監査し、その結果を翌年の 1 月に開催する総会において会計報告をする。

第6 事務局

事務局には、クラブの安定的な運営継続を図るため、事務局長を選任しクラブ会員の名簿の修正・管理、対外的窓口等を行う。

第7 入会金、年会費

入会金 3 万円、年会費 2（暫定）万円で、入会金は入会時のみとし新規会員の場合は月割りで支払うものとする。また、次年度の年会費は毎年 12 月末までに支払うものとする。なお、臨時会費が発生する場合は役員会が協議し決めた額を支払う。

- ・ 会費未納者については、速やかに納入を促すとともに、引き続き未納者となった場合は自然脱会者とみなす。

第8 入会資格

入会資格については、役員会が協議し賛同できる者のみ入会を承認する。なお、1年間を準会員とし、クラブ運営に著しく影響が出る者は役員会により入会を断ることが出来るものとする、その場合は入会金、年会費は全額返却する。

- ・ 入会者の基準は基本的にクラブ員による紹介とし、一見入会希望者は役員による面談を行った上で入会の可否を判断する。

第9 退会

著しくクラブ運営に支障が出る場合は役員会の採決により退会処分が出来るものとし、個人的理由で退会する場合は役員に通知し退会するものとする。

なお、年会費の月割返却は出来ないものとする。

第10 休会

諸事情により、休会をするものは1年を限度として休会を認め次年度の年会費は徴収しないものとする。ただし、1年以上休会する場合は退会処分となり、クラブ活動復帰の時は新規会員と同様、入会金を支払う。

第11 損害補償保険の加入

会員は空物ラジコン事故を補償する損害補償保険に必ず加入する。(RCK ラジコン保険の会員登録に付帯している保険の加入を推奨する)

第12 飛行場の維持管理

草刈り等の飛行場維持管理については、やむを得ない場合を除き原則として全員で行うものとする。

第13 安全飛行

本会則を執行するために必要な安全飛行細則(飛行ルール)については、別に定める。

第14 会則の改正

本会則の改正については、総会で行う。

MBP JPAPN ラジコンクラブ (大里 RC) 安全飛行細則

令和7年7月7日

会則第13に規定する安全飛行細則については、日本模型航空連盟模型飛行士登録規定に従い常に安全を最優先とし、以下の事項に留意すること。

第1 安全飛行

- (1) 「無人航空機の飛行に係る許可書」の写しを必ず携帯し、航空法等各種法令、規則を遵守して飛行する。
- (2) 無人航空機を飛行させる際には、以下に基づき関係機関と常に連絡が取れる体制を確保する。東京空港事務所【平日・夜間・休日 共通】050-3198-2865 米軍横田基地042-552-2511
- (3) 飛行は日の出から日没までの間に行う。
- (4) 天候に常に留意し、飛行の安全に努める。特に強風時などには飛行しない。
- (5) 飛行前、飛行後の機体の点検を必ず実施する。
- (6) アルコール又は薬物の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。
- (7) 送受信機の機能及びバッテリーの状態をフライト毎に確認する。
- (8) 万が一を想定し、モーター又は発動機には必ずフェールセーフ機能を設定する。
- (9) 飛行空域内に人などが立ち入っていないか常に注意して飛行する。
- (10) 150m以上の高さの空域において飛行を行う場合は、DIPSへの飛行計画を登録すること。また、飛行経路全体を見渡せる位置に、ラジコン機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- (11) 航空機との衝突を避けるため、常に周辺を監視し、航空機が接近した場合には飛行の中止等を行い航空機の飛行に影響を与えない。
- (12) 周囲の人に迷惑をかけない騒音対策等を行う。
- (13) ラジコン機等と地上又は水上の人及び水道橋との間には最低30m以上の距離を保つこと。
- (14) 機体の所有者を明確にするため、各々の機体に、模型飛行士登録番号又はラジコン操縦士登録番号を明記する。
- (15) 日本模型航空連盟準会員の資格又はラジコン操縦士登録等(第三者賠償責任保険)の期限が切れていないか確認する。
- (16) 事故等が起きた場合は、許可を受けた関係機関(東京空港事務所等)に対し、ドローン情報基盤システム(事故等報告機能)を用いて速やかに報告し、クラブ責任者に

連絡をとる。報告事項は、飛行に関する許可年月日及び番号、操縦者の氏名、発生日時及び場所、無人航空機の名称、事故等の概要、その他参考事項など。なお、事故等とは、ラジコン機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損壊、飛行時における機体の制御不能（*操縦ミスを除く）及び発火、航空機との衝突若しくは接近事案などを指す。ただし、事故等及び報告の詳細は「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」による。 操縦ミス：電波範囲外、確認不足のバッテリー切れ、失速、気象に起因するミス等

- (17) 負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者の救護や危険を防止するための措置（消防・警察への通報等）をとる。なお、詳細は「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」による。
- (18) 物件の吊り下げまたは曳航を行わない。（グライダーの曳航を除く）
- (19) 本会の操縦者等を対象に年1回以上の研修会を開催し、ラジコン機の安全な運用に関する情報の収集、実技講習等を通じて資質の向上を図る。
- (20) 飛行させる場所が緊急用務空域に指定されていないことを確認する。
- (21) 空域内には航空機が飛行することに留意し、航空機が飛行している場合には無人航空機と適度な距離を保つ、あるいは一時的に飛行を取りやめる。
- (22) 飛行エリア、ホバリングエリア、飛行禁止エリアを守り、駐車場エリアに不用意に機体を侵入させない。
- (23) 機体が墜落した場合は迅速に回収する事、畑へ入る場合は出来るだけ痛めない。
- (24) 墜落等での機体搜索は機体が目視確認出来ない場合は必ず複数で行う。
- (25) 目視での監視を行う補助者を飛行空域内若しくはその周辺に配置し、単独での飛行は禁止する。

第2 飛行前の点検

- (1) 組立部位の各ビス類の締め付けは十分か。
- (2) エルロン、エレベータ、ラダーなどの舵面の支持固定は正常か。
- (3) プロポの距離テストを含め各舵の作動方向、受信機フェールセーフ機能は正常か。
- (4) サーボモーター、リンクージ動作などに異音、異常はないか。
- (5) 機体廻りの傷、損傷などはないか。
- (6) バッテリーの充電量、電圧などは十分か。
- (7) 動力の回転方向や音は正常か。
- (8) 表示する登録記号に汚れ、かすれ、剥がれ等がなく、明瞭に判読できる状態か。
- (9) リモート ID 搭載機の場合、そのリモート ID 機能は正常に作動しているか。

第3 飛行後の点検

- (1) 機体にゴミの付着や傷など無いか。
- (2) 各部のビス類の緩みは無いか。
- (3) バッテリーの異常な発熱は無いか。

第4. 飛行毎など定期的点検

- (1) 主翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などは無いか。
- (2) 水平尾翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などは無いか。
- (3) 垂直尾翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などは無いか。
- (4) 各バッテリーの容量、電圧、充電時間などは正常か。

第5 ゲストフライト

会員の友達が飛ばしに来る時は必ず役員に連絡の上、役員に保険の有無を確認させてからフライトさせる。(その時には連れてきた会員が全責任を負うものとする)

第6 ラジコン安全指導員の配置

フライトを行う場合ラジコン安全指導員に選出された者が居る状況で飛行を出来るだけ行う。

第7 ペットの同伴

- (1) ペットによる事故などは飼い主が全責任を負うものとする。
- (2) リードは必ず装着し野放しにしない事、また散歩などは滑走路を歩かせない。(ただし他のクラブ員が居らず安全上問題ない場合はこれに限らない)他、飼い主としての一般的マナーを必ず守る。

第8 事故発生時の対応

関係機関とクラブ代表者に連絡を迅速に行う。

東京空港事務所 【平日・夜間・休日 共通】 050-3198-2865

(報告義務例)

- ・クラブ飛行エリアより逸脱し、回収出来なかった場合
- ・実機の航空機とニアミス、接触の場合
- ・第三者への人身傷害、車両等の財産への損傷の場合

- ・クラブ内での人身事故で重傷、死傷災害が発生した場合
- ・空中で炎上墜落した場合

第9 運営サイド情報発信方法

- (1) クラブのHPにて随時更新情報を記載するとともに、クラブ会員は情報漏れが無いようHPを閲覧して情報を得ること。なお、会則の変更などの重要情報もあるので必ず確認するように努める。
- (2) LINEを使いクラブルームにて迅速な緊急連絡体制を構築する為、出来るだけLINEを使えるよう努めるとともに、LINE設定登録が出来ないものはクラブ員が協力して使用できるように努める。

第10 飛行場維持管理

会則第12に規定する草刈り等の飛行場維持管理については、安全で快適な使用が図れるよう、別に定める班分けにより必要に応じ月2回以上行うものとする。なお、作業にかかる燃料費等については、実費相当を支給する。